

- (1) 部の人事及び事務分掌に関すること。
- (2) 部の庶務に関すること。
- (3) 総合計画に関すること。
- (4) 行政経営計画に関すること。
- (5) 国土利用計画に関すること。
- (6) 行政区域に関すること。
- (7) 地方分権に関すること。
- (8) 広域行政に関すること。
- (9) 関西国際空港に関すること。
- (10) 行政経営会議に関すること。
- (11) 総合教育会議に関すること。
- (12) 市政の総合調整に関すること。
- (13) 社会保障・税番号制度の総合調整、企画及び推進に関すること(他の部課の所管に属するものを除く。)
- (14) 組織及び事務管理に関すること。
- (15) 市制施行記念事業に関すること。
- (16) 阪南市自治基本条例(平成 21 年阪南市条例第 21 号)の推進に関すること。
- (17) 公聴に関すること。
- (18) 市民の声、陳情、要望等に関すること。
- (19) 地域づくりの推進及び自治会との連絡に関すること。
- (20) 参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- (21) 市民活動の推進、NPO、ボランティア等に関すること。
- (22) 住民センターに関すること。
- (23) 地域まちづくり組織の設置及び運営に関すること。
- (24) 公民連携による事業の企画、調整及び推進に関すること。